



D V 相 談 機 関

配偶者・パートナーからの暴力(D V)被害に
関する相談窓口
(福岡市ホームページ)



※緊急時は最寄りの警察署または110番へ



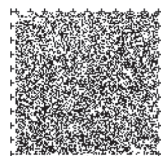
パープルリボンは女性に対する暴力根絶の
シンボルマークです。

福岡市 市民局
男女共同参画部 男女共同参画課

〒815-0083 福岡市南区高宮3丁目3-1

TEL 092-406-1858 FAX 092-526-3766

メール joseisien@city.fukuoka.lg.jp



福岡市

配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画

第4次福岡市DV防止基本計画

令和8年度～令和12年度

● 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、家庭内において行われるため、潜在化かつ被害が深刻化しやすいという特性があります。

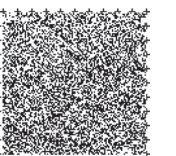
福岡市では、被害者に寄り添った切れ目のない支援をさらに推進していくため、令和8年3月に、「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次福岡市DV防止基本計画)」を策定しました。

● 計画の位置づけ

福岡市DV防止基本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づき策定するもので、「福岡市男女共同参画基本計画(第5次)」の中に位置づけられています。

● 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。



配偶者等からの暴力(DV)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力

● DV防止法における「配偶者からの暴力」の範囲

配偶者とは、男性、女性を問わず、**事実婚**や**生活の本拠を共にする交際相手**、**元配偶者**※も含まれます。

※離婚・離別前に暴力を受け、離婚・離別後も引き続き暴力を受ける場合

暴力とは、身体に対する暴力のみでなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。

● 本計画における「DV」の範囲

DV防止法に規定する配偶者からの暴力に加え、**生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)**も対象に含めています。

DVの種類 ～このようなこともDVにあたります～

身体的暴力

叩く、殴る、蹴る、物を投げる、刃物を突きつける、首を絞める、髪を引っ張る など

精神的暴力

大声で怒鳴る、ののしる、おどす、ばかにする、無視するなど

経済的暴力

生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、借金をさせる など

性的暴力

性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない など

社会的暴力

行動を制限する、携帯電話を細かくチェックするなど

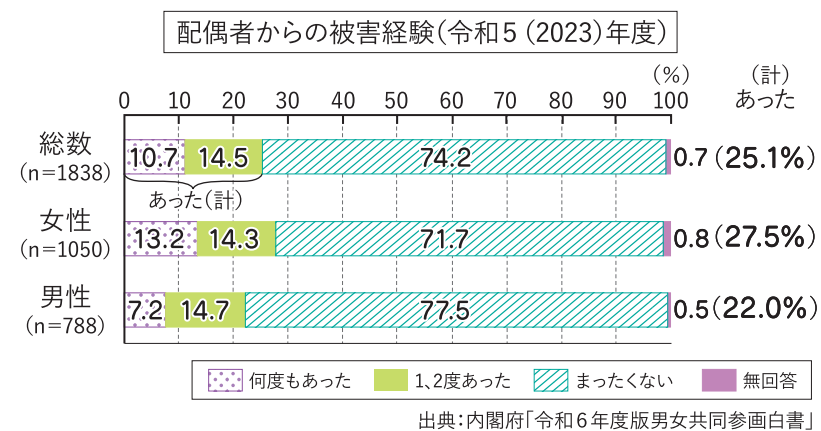
子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力をふるう、子どもに危害を加えるといっておどす など

DVによる影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

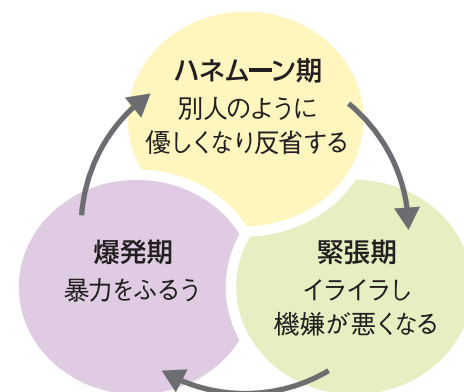
また、子どもの目の前で家族へ暴力や暴言をふるうこと(いわゆる「**面前DV**」)は、子どもへの心理的虐待にあたります。長期間暴力を見聞きすることで、子どもの脳にもダメージがあることも分かっています。



DVのサイクル

DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」の一定のサイクル(周期)があり、何度も繰り返されるといわれています。

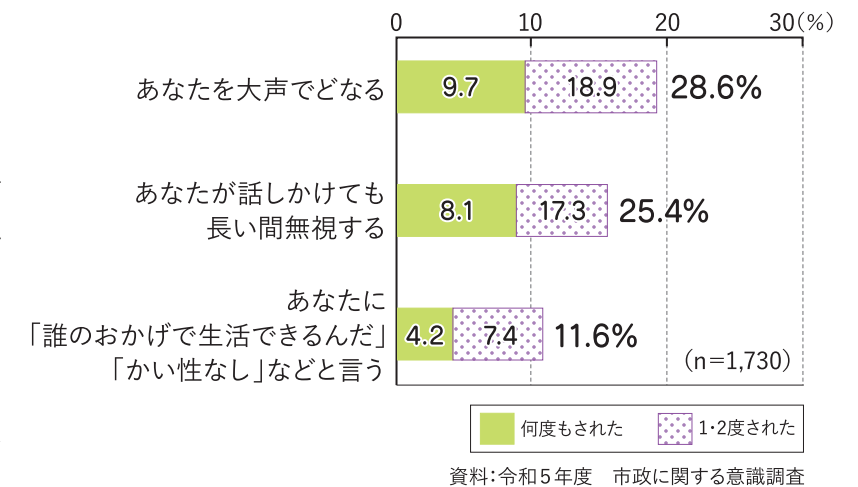
全てのDVがこのサイクルにあてはまるというわけではありませんが、このサイクルが何度も繰り返されると、徐々に暴力がエスカレートする傾向があり、支配・被支配の関係はますます強化され、次第に逃げる機会や自尊心を失い、サイクル(周期)から脱出することが難しくなります。



福岡市の現状

配偶者等から暴力を受けた経験

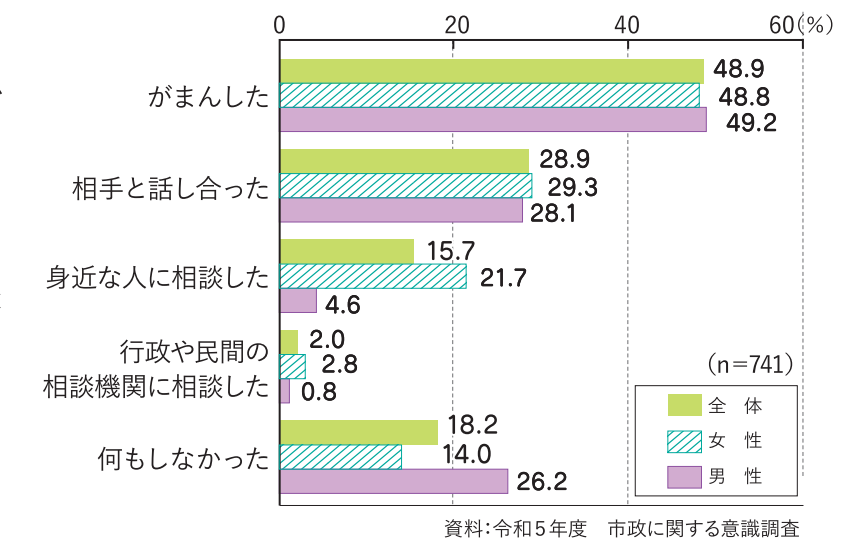
令和5(2023)年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者、恋人、パートナーから暴力を受けた経験について聞いたところ、『受けた経験がある』(「何度もされた」+「1・2度された」)の割合は、精神的暴力にあたる「大声で怒鳴る」が28.6%と最も高く、次いで「話しかけても長い間無視する」が25.4%、「誰のおかげで生活できるんだ、かい性なしなどと言う」が11.6%でした。



暴力を受けて実際にとった行動

暴力を受けて、実際はどう行動したかについて聞いたところ、「がまんした」が48.9%と最も高く、次いで「相手と話し合った」が28.9%、「身近な人に相談した」が15.7%となっています。

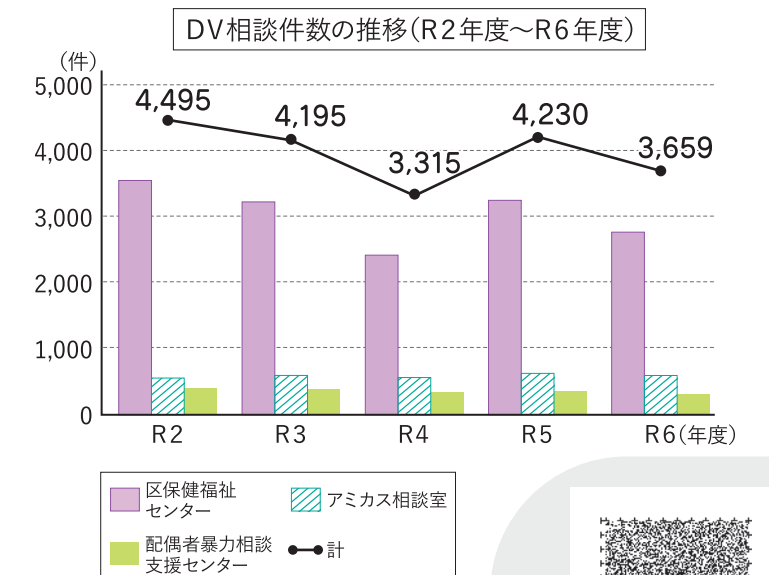
一方で、「行政や民間の相談機関に相談した」は2.0%、「何もしなかった」は18.2%でした。



DV相談件数

福岡市におけるDV相談件数は、おおむね3,000～4,000件ほどで推移しており、令和2年度が4,495件と最も多くなっています。

相談機関別では、区保健福祉センターで受ける相談が最も多く、次いでアミカス相談室、配偶者暴力相談支援センターの順となっています。



計画のめざす姿

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、根絶に向けた取組みをさらに進めていく必要があります。

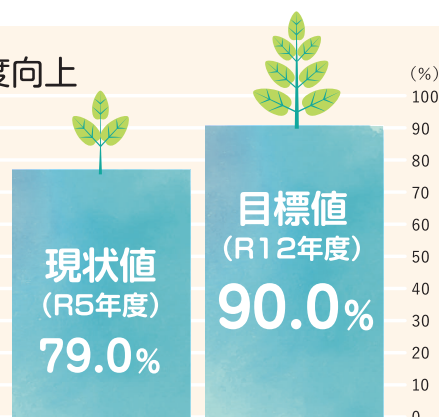
そのために、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して、相談、保護、自立支援に至るまで、被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。

また、DV防止のための広報啓発や相談窓口の周知など、若年層を含めた意識啓発に取り組みます。

以上のことをふまえ、計画期間中に本市が達成すべき成果指標として、以下を設定します。

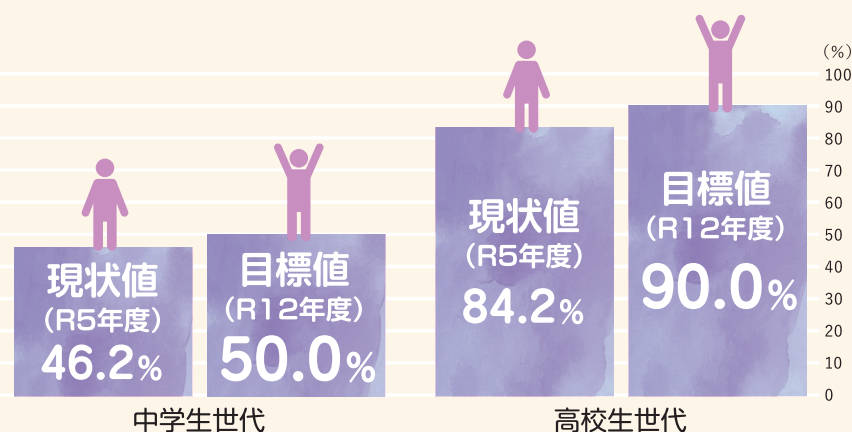
目標① 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度向上

- 配偶者等からの暴力を防止し、被害が深刻化する前に被害者の早期発見、早期対応を図るため、安心して相談できる窓口の周知が必要です。
- 「いずれかの相談窓口を知っている」と回答する人の割合を、9割へ引き上げます。



目標② 中学生・高校生世代の「デートDV」についての認知度向上

- 将来的なDVの被害者・加害者を生まないため、若年層からDV予防啓発を行うことが重要です。
- デートDVについて「言葉を知っている」と回答する中学生・高校生世代の割合を、中学生は5割、高校生世代は9割へ引き上げます。



コラム

「デートDV」を知っていますか？

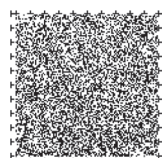
配偶者や同棲相手ではなく、交際相手から受ける暴力のことを「デートDV」といいます。

女性の約4人に1人、男性の約8人に1人は交際相手からの暴力を受けたことがあると答えています。

(令和5年度内閣府『男女間における暴力に関する調査』)

また、家庭やメディア、社会の中には、「男は強くなければならない」「従順な方が女らしい」などのジェンダー観や、「暴力をふるわれる方にも問題がある」「無視をすることは暴力に入らない」などの暴力を軽視する意識など、デートDVにつながる誤った価値観が存在しており、子どもたちに影響を与えています。

福岡市では、若年層に対するデートDV防止教育等を通じて、子どもたちがお互いに尊重し合い、対等な人間関係を築くための方法を身につけることで、将来的なDVの被害者・加害者を生まないことを目指します。



計画の内容

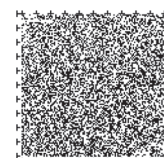
▶ 配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。

▶ 被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。

▶ 暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して、暴力防止啓発の取組みを充実します。

1 相談体制の充実と連携体制の強化

具体的施策の内容	事業名
- 被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。 - 被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。	- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 - アミカス相談室における相談 - 男性のための相談ホットラインによる相談 - 法的助言が必要な被害者に対する法律相談 - 区保健福祉センターにおける相談 - 区福祉の総合相談窓口における相談 - 区保健福祉センターにおける精神保健相談
相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。	- 会議、研修等を通じた関係機関同士の情報交換 - 配偶者等からの暴力防止対策連絡会議
高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。	- 地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか) - 障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業
在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。	- 在住外国人相談者に対する通訳者派遣 - 相談窓口を案内する多言語対応(9か国語)リーフレットの配布
- 相談や支援に関わる職員や地域住民に対して研修を行い、配偶者等からの暴力に対する理解を深めるとともに、二次被害(被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと)を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。 - 相談員や関係職員の専門性の向上を図り、より質の高い相談支援を目指します。 - 相談員のメンタルヘルスに配慮します。	- 配偶者等からの暴力防止に関する研修講師派遣事業 - 相談員研修の充実 - 外部の専門研修への参加
被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。	被害者の情報保護及び各制度の適切な運用



2 被害者の安全確保

具体的施策の内容	事業名
● 被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。	○ 緊急時の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護
● 安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。	○ 区保健福祉センターにおける県や警察との連携対応
● 被害者の保護のため、相手方による住民基本台帳の閲覧及び交付等の制限により、厳重な情報管理を行います。	○ DV及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民基本台帳事務
● 民間シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。	○ 民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援

3 被害者の自立のための支援

具体的施策の内容	事業名
● 被害者及び同伴の子どもが安心して生活できるよう、各種支援施策について情報提供や支援を行います。	○ アミカスDV被害者支援のためのグループワーク ○ 法的助言が必要な被害者に対する法律相談
● 一時保護解除後の被害者等が地域で自立し定着するための支援(アフターケア)を行います。	○ DV被害者等自立生活援助事業
● DV被害者及び面前DVを受けた同伴の子どもに対し、心身の健康回復のためのケアを行います。	○ DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)
● 児童福祉、母子父子寡婦福祉、就業、生活保護、市営住宅等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。	○ ひとり親家庭支援センター(就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業、養育費確保支援事業)
● 被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。	○ 母子生活支援施設における自立支援 ○ ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 児童手当 ○ 児童扶養手当 ○ 特別児童扶養手当 ○ 一時預かり事業 ○ ファミリー・サポート・センター事業 ○ 子どもプラザ(地域子育て支援拠点事業) ○ 子どもショートステイ(子育て短期支援事業) ○ 生活保護制度 ○ 生活困窮者自立支援制度 ○ 無料低額診療事業 ○ 市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用 ○ セーフティネット住宅入居支援事業 ○ 子育て世帯の住替えに係る助成 ○ 就学援助制度

4 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

具体的施策の内容	事業名
● 配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。	○ 配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会 ○ 市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発 ○ 相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布
● 被害者の早期発見、早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。	
● 国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います。	
● 配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。	○ 中高生へのデートDVに関する教育 ○ 若年層に向けたデートDVに関する啓発

5 DV対応と児童虐待対応の一体的支援

具体的施策の内容	事業名
● 配偶者からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。	○ 配偶者暴力相談支援センターで把握した児童虐待情報の通告・情報提供
● 配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「面前DV」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、DV被害者親子等に対して心理的ケアを図ります。	○ DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修 ○ DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング) ○ 相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援
● 子どもに対する支援にあたって、要保護児童支援地域協議会の構成機関である配偶者暴力相談支援センターが、関係機関との連携を図ります。	○ 要保護児童支援地域協議会による連携

福岡市のDV被害者支援関係機関

配偶者暴力相談支援センター

- 電話相談、法律相談
- 自立支援、保護命令等に関する情報提供
- 被害者親子等のカウンセリング

区保健福祉センター

- 相談、自立支援 など

こども総合相談センター

福岡県女性相談支援センター

男女共同参画推進センター・アミカス

- 電話相談、面接相談
- DV被害者支援のためのグループワーク
- 自立支援 など

民間団体

警察

地方裁判所

- 保護命令の発令

関係機関が連携し、被害者の相談・保護・自立支援を行います